



熊本県公報

号外 第12号
令和8年(2026年)
3月9日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 訓 令
- 熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1
 - 熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令…………… (会計課) 1

訓 令

熊本県訓令第1号

本庁各部(公室・局)課
各地方出先機関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年3月9日

熊本県知事 木村 敬

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)の一部を次のように改正する。
別表第2の1の表知事決裁事項の欄第6項中「こと(」の次に「部(公室)長専決事項及び」を加え、同表部(公室)長専決事項の欄中第10項を第11項とし、第2項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第2項の規定による条例の公布に関すること。

附 則

この訓令は、令和8年3月9日から施行する。

熊本県訓令第2号

本庁各部(公室・局)課
各地方出先機関

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和8年3月9日

熊本県知事 木村 敬

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県出納局処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第30号)の一部を次のように改正する。
別表第1知事決裁事項の欄第2号中「こと」の次に「(出納局長専決事項に該当するものを除く。)」を加え、同表出納局長専決事項の欄中第19号を第20号とし、第1号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第2項の規定による条例の公布に関すること。

附 則

この訓令は、令和8年3月9日から施行する。